

藤井寺市建設工事請負等業者選定要綱

藤井寺市建設工事請負等業者選定要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 本市における建設工事及び工事に伴う測量・調査・設計・監理・その他建設コンサルタント業務の請負又は委託を行う契約（建設工事の請負を行う契約については以下「建設工事契約」、建設コンサルタント等業務の委託を行う契約については以下「建設コンサルタント等契約」という。）を締結する場合の一般競争及び指名競争（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及び当該資格の審査並びに参加する者の選定等に関しては、別に定めるものほか、この要綱の定めるところによるものとする。

第2章 競争入札参加資格

(競争入札参加資格)

第2条 市長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項、同令第167条の5及び同令第167条の11の規定により競争入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）を、次の各号により定めるものとする。

(1) 次のアからキまでに掲げる者でないこと。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後、2年を経過していない者

ウ 経営状態が著しく不健全であると認められる者

エ 第4条の申請書若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

オ 参加資格のうち建設工事契約に関する参加資格（以下「建設工事参加資格」という。）を得ようとする場合は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可及び建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（告示（平成6年建設省告示第1461号「建設業法の規定により、経営事項審査の項目及び基準を定める件」）第1第1号の2に規定する審査基準日が第6条に定める参加資格の有効期間の初日から1年7月前の日以後のものに限る。以下「経営事項審査」という。）を受けていない者

カ 建設工事参加資格を得ようとする場合、社会保険（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入していない者。ただし、各保険について、法令で適用が除外されている場合を除く。

キ 参加資格のうち建設コンサルタント等契約に関する参加資格（以下「建設コンサルタント等参加資格」という。）のうち次条第1号イに掲げる②又は⑤に掲げる業種区分に関する参加資格を得ようとする場合は、それぞれ地質調査業者登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第718号）又は建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく登録をしていない者

ク その他の業務についてその営業に関して法律上必要な資格を有しない者

(2) 参加資格の区分は、建設工事参加資格又は建設コンサルタント等参加資格とし、

参加資格の認定はそのいずれかの区分で行うものとする。

(3) 建設工事参加資格の認定に伴い、申請業種（第4条に定める申請の際に選択する業種区分をいう。以下同じ。）ごとに当該業種における経営事項審査の総合評定値を総合点数として付するものとする。

(4) 建設工事参加資格を有すると認定した者のうち、別表第4の規定を満たしている者を市内業者又は準市内業者として認定するものとする。

（工事種別等及び等級区分とその対応金額）

第3条 地方自治法施行令第167条の5及び同令第167条の11で規定する契約の種類と金額（発注物件の予定価格とする。以下同じ。）に応じあらかじめ定める競争入札の資格要件は、次の各号により定めるものとする。

(1) 契約の種類は、次に定めるものとする。

ア 建設工事契約については、業種区分（建設業法第2条第1項別表上覧に掲げる建設業の種類をいう。）に応じ工事種別として別表第1に掲げるものとする。

イ 建設コンサルタント等契約については、業種区分として次に掲げるものとする。

① 測量業務

② 地質調査業務

③ 建築設計・監理業務

④ 補償コンサルタント業務

⑤ 建設コンサルタント業務

(2) 前号アで定める工事種別ごとに、建設工事参加資格があると認定する者の等級に対応する金額は、別表第3第1（等級別区分表）に掲げるものとする。

(3) 工事参加資格があると認定する者の等級は、前条第3号に規定する総合点数及び建設業法に基づく許可区分に対応して、申請業種に対応する工事種別ごとに別表第2に掲げるものとする。

第3章 資格の審査

（資格審査申請）

第4条 市長は、参加資格の認定を行うに当たり、参加資格の審査（以下「資格審査」という。）を行うものとする。

2 資格審査は、2年に1回定期に行うものとする。

3 市長は、資格審査の申請（以下「申請」という。）をする者に対し、競争入札参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）を別に定めるところにより、提出させるものとする。

4 申請は、建設工事参加資格又は建設コンサルタント等参加資格のいずれかを申請参加資格区分として選択し、前条第1号に定める業種区分から1つを申請業種として選択して申請するものとする。

5 前項の審査申請書の提出期限及び提出方法は、別に定めるものとする。

（資格審査）

第5条 市長は、前条第3項により提出された審査申請書の資格審査は次に定めるところにより行うものとする。

(1) 第2条第1号アからクまでに該当する者については、参加資格が無いと認定す

る。

(2) 前号に定める以外の者については、工事参加資格又は建設コンサルタント等参加資格のいずれかで参加資格を有する者（以下「有資格者」という。）として認定する。

(3) 資格者のうち工事参加資格を有すると認定する者については、認定の際に次の事項に関することを行うものとする。

ア 申請業種ごとに、第3条第3号で定める基準に基づき等級を付するものとする。

イ 別表第4の規定を満たしている者を、市内業者又は準市内業者として認定するものとする。

(4) 有資格者のうち指名停止処分中の者については、処分期間経過後に指名競争に関する参加資格を有する者として認定するものとする。

2 前項第3号アの認定に伴い等級を付する基礎となる経営事項審査の総合評定値の取扱いについては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日を基準とする。

(1) 市内業者及び準市内業者 毎年4月1日

(2) 前項第3号ア以外の者 参加資格の有効期間の初年度の4月1日

（資格の有効期間）

第6条 前条により認定された参加資格の有効期間は、当該参加資格が認定されたときから次期の定期の資格審査に基づく参加資格の認定のときまでとする。

（有資格者名簿）

第7条 市長は、有資格者の名簿（以下「名簿」という。）を作成するものとする。

2 名簿の様式は、別に定めるところにより作成するものとする。

3 市長は、第1項の名簿を作成後、速やかに閲覧に供するものとする。

（変更届と参加資格の認定の取り消し）

第8条 市長は、申請者又は有資格者が建設工事参加資格を得ている又は得ようとする者が建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）各号のいずれかに該当することとなったときは当該各号に掲げる者に、若しくは建設コンサルタント等参加資格を有する又は得ようとする者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは当該各号に掲げる者に、速やかにその旨を届け出させるものとする。

(1) 死亡したときは、その相続人

(2) 法人が合併により消滅したときは、その役員であった者

(3) 法人が破産により解散したときは、破産管財人

(4) 法人が合併又は破産以外の事由により解散したときは、その精算人

(5) 廃業したときは、本人又は役員

2 市長は、申請者又は有資格者が第2条第1号ア又はオからクまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかにその旨を届け出させるものとする。

3 市長は、申請者又は有資格者がその申請内容について変更があった場合においては、速やかにその旨を届け出させるものとする。

4 市長は、第2条第1号アからクまでのいずれかに該当することとなったとき、又は不正の手段により参加資格の認定を受けたときは、参加資格の認定を取り消すも

のとする。

第4章 契約方法

(契約方法)

第9条 建設工事請負契約及び建設コンサルタント等契約の契約方法については、法を遵守し、おおむね別表第3に定める方法によるものとし、別に定める決裁区分により決定するものとする。

第5章 指名競争における業者選定

(指名基準)

第10条 市長は、地方自治法施行令第167条の12第1項の規定による指名競争入札に参加する者を指名（以下「指名」という。）する場合の基準は、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 藤井寺市建設工事及び建設コンサルタント等業務委託競争入札指名停止要綱（平成3年7月1日施行）に基づく指名停止措置を受けている者及び藤井寺市の契約からの暴力団排除措置要綱（平成26年4月1日施行）に基づく入札等排除措置を受けている者でないこと。

(2) 指名をしようとするときは、次に掲げる事項に留意するとともに、当該発注物件の金額、当該会計年度における指名及び受注の状況、申請業種等を勘案し、指名が特定の有資格者に偏しないように有資格者の中から指名をしなければならない。

ア 本市における建設工事又は業務の状況

イ 不誠実な行為の有無、経営状況・安全管理の状況・労働福祉の状況その他の信用状態

ウ 事業成績

エ 手持ち工事又は業務の状況

オ 当該工事に対する地理的条件

カ 当該工事施工又は業務における技術的適性

(3) 建設工事請負契約を指名競争に付そうとするときは、前号に定めるもののほか次に掲げるところによるものとする。

ア 当該工事の属する工事種別の金額に対応する等級に属する有資格者の中から指名しなければならない。

イ アの規定にかかわらず、技術的難易度が比較的小さいものにあつては、競争に参加する者の全部又は一部について、当該等級の直近の下位の等級に属する有資格者を指名することができる。

ウ アの規定にかかわらず、技術的難易度が比較的高いものにあつては、競争に参加する者の全部又は一部について、当該等級の直近の上位の等級に属する有資格者を指名することができる。

エ アの有資格者の数が少数である場合その他必要がある場合においては、当該等級の直近の上位又は下位の等級に属する有資格者を指名することができる。

オ アの規定にかかわらず、当該等級の1等級下位の等級に属する有資格者で工事成績が特に優秀な者を、指名することができる。

カ アの規定にかかわらず、当該等級の1等級下位の等級に属する有資格者で建

設業法第15条に基づく特定建設業許可を有する者を、指名することができる。

2 市長は、非常災害時又は特に緊急を要する工事及び特殊工事その他特別理由があると認める工事等については、前項第2号の規定にかかわらず指名することができるものとする。

3 市長は、藤井寺市財務規則（平成18年藤井寺市規則第8号）第90条の規定に基づき指名競争入札に参加させる者の数を、おおむね別表第3のとおり定めるものとする。

（指名に際しての留意事項）

第11条 指名に際しては、予算の適正な執行に留意しつつ、優良な中小建設業者の受注機会の増大を図るとともに、専門工事業者の活用についても、十分に配慮するものとする。

（業者選定）

第12条 指名する業者は、藤井寺市建設工事等請負業者選定委員会において、選定するものとする。

附 則

この要綱は、昭和54年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年11月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

（建設工事契約の種類）

工事種別	業種区分
土木一式工事	土木一式工事
舗装工事	土木一式工事又は舗装工事
建築一式工事	建築一式工事
造園工事	造園工事
電気工事	電気工事
給排水・衛生設備工事	管工事
その他工事	前各欄に掲げる工事種別以外の工事に該当する業種。 発注物件の内容により該当する業種で取扱うものとする。

別表第2（第3条関係）

（各工事種別における等級区分の資格要件）

工事種別	等級区分	資格要件（第2条により付した総合点数及び有資格者の有する建設業許可の区分）
土木一式工事 及び 舗装工事	A	「1000点以上」かつ「特定建設業許可」
	B	「630点以上1000点未満」かつ「特定建設業許可」
	C	「500点以上630点未満」かつ「特定建設業許可」、 又は「500点以上」かつ「一般建設業許可」
	D	「500点未満」の「特定建設業許可」又は「一般建設業許可」
建築一式工事	A	「1000点以上」かつ「特定建設業許可」
	B	「630点以上1000点未満」かつ「特定建設業許可」
	C	「500点以上630点未満」かつ「特定建設業許可」、 又は「500点以上」かつ「一般建設業許可」
	D	「500点未満」の「特定建設業許可」又は「一般建設業許可」
造園工事	A	「630点以上」かつ「特定建設業許可」
	B	上記以外
電気工事	A	「630点以上」かつ「特定建設業許可」
	B	上記以外
給排水・衛生 設備工事	A	「630点以上」かつ「特定建設業許可」
	B	上記以外
その他工事	A	「630点以上」かつ「特定建設業許可」
	B	上記以外

別表第3（第3条、第9条関係）

（契約の種類と金額に応じて定める等級区分と契約方法）

第1 建設工事請負契約

工事種別	予定価格	等級	契約方法	指名競争入札における指名業者数
土木一式工事 (次に定める工事以外の土木一式工事)	250,000千円以上	A	制限付き一般競争入札	—
	45,000千円以上 250,000千円未満	B	指名競争入札	8社以上
	15,000千円以上 45,000千円未満	C	指名競争入札	6社以上
	15,000千円未満	D	指名競争入札	6社以上
推進工法を伴う公共下水道管渠布設工事	250,000千円以上	A	制限付き一般競争入札	—
	45,000千円以上 250,000千円未満	B	指名競争入札	8社以上
	45,000千円未満	C	指名競争入札	6社以上
舗装工事	45,000千円以上	B	指名競争入札	8社以上
	15,000千円以上 45,000千円未満	C	指名競争入札	6社以上
	15,000千円未満	D	指名競争入札	6社以上
建築一式工事	250,000千円以上	A	制限付き一般競争入札	—
	70,000千円以上 250,000千円未満	A,B	制限付き一般競争入札	—
	15,000千円以上 70,000千円未満	C	指名競争入札	6社以上
	15,000千円未満	D	指名競争入札	6社以上
造園工事	45,000千円以上	A	指名競争入札	8社以上
	45,000千円未満	B	指名競争入札	6社以上
電気工事	45,000千円以上	A	指名競争入札	8社以上
	45,000千円未満	B	指名競争入札	6社以上
給排水・衛生設備工事	45,000千円以上	A	指名競争入札	8社以上
	45,000千円未満	B	指名競争入札	6社以上
その他工事	45,000千円以上	A	指名競争入札	8社以上
	45,000千円未満	B	指名競争入札	6社以上

※第10条第1項第3号カの規定により、指名競争入札において特定建設業許可を有する者を1等級上位の工事に指名することができる。

※第10条第2項の規定による緊急工事、特殊工事その他特別理由がある工事は除く。

第2 建設コンサルタント等契約

業務種別	予定価格	等級	入札方法	指名競争入札における指名業者数
第3条第1号イに掲げるすべての業種	30,000千円以上	—	指名競争入札	8社以上
	30,000千円未満	—	指名競争入札	6社以上

別表第4（第2条、第5条関係）

（建設工事参加資格における市内業者又は準市内業者の認定基準）

1. 市内業者

項目	内容
1. 事務所の設置	建設業許可所在地と同一場所（藤井寺市内）に設置されていること。また、法人の場合は、本店所在地が藤井寺市内として登記されていること。
2. 常駐社員等の専任配置	営業活動及び事務を処理する社員等が常時配置されていること。
3. 電話等の設置	営業活動をする上での必要とされる専用電話等が配置されていること。
4. 看板等の設置	事務所の明示及び営業活動の意味から事業所に看板の設置がされていること。
5. 納税	法人市民税等の申告納付がされていること。
6. 営業の状況	1の事務所において有資格者として1年以上営業をしていること。

2. 準市内業者

項目	内容
1. 事務所の設置	①支店等が商業登記され、かつ営業活動及び支店活動等の事務を処理する事務所が藤井寺市内に設置されていること。なお、藤井寺市内の社員宅、知人宅、資材置き場、倉庫等で事務所としての機能のないものは、事務所として認めないものとする。 ②支店（その他の営業所）での営業をしようとする建設業の許可を受けていること。
2. 常駐社員等の専任配置	支店等としての営業活動及び事務を処理する社員等が支店等に常時配置されていること。
3. 電話等の設置	支店等として営業活動をする上での必要とされる支店専用電話等が支店等に配置されていること。
4. 看板等の設置	支店等の事務所の明示及び営業活動の意味から支店等に看板の設置がされていること。
5. 納税	法人市民税等の申告納付がされていること。
6. 営業の状況	1の事務所において有資格者として1年以上営業をしていること。

※藤井寺市内においての事務所移転の場合は、要綱第5条第2項に定める基準日からみて2年以上営業を行っていることとする。